

お陰さまで、改正動物愛護法が成立しました



今年の6月、改正動物愛護法が成立しました。超党派の「犬猫殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」がこの2年間かけて改正案作りを続けてきましたが、ようやく結実したことに議連の事務局長として、これまでご支援、ご協力をいただきました皆さんに心からお礼を申し上げます。

2015年2月に設立されたこの議員連盟では、動物愛護法の改正に取り組むことを確認して、2017年2月に「動物愛護法改正PT」を設置しました。現行法のどの部分をどのように改正をしていくのか、何を付け加えるのか、会議のスタートから課題は山積していました。動物愛護団体の皆さん、ペット業界の方々、獣医師、法律家、研究者など現場を良く知る皆さんからご意見を聞く場をセットしました。この2年間で合計17回のヒアリングを開催し、様々なご意見をいただきました。続いて、そのご意見を法案の形にしていく会議を11回開催しました。そして、6月12日の参議院本会議で、全会一致で成立しました。

これまで、ヒアリングの場で様々なご意見をいただき、議員会館で開催された市民集会での熱気を感じ、全国各地から要望書や陳情書を読んで本当に励まされました。

今回の改正法がそれらの意見を全て反映された100点満点の内容ではないことも理解しています。しかし、動物たちがより健全な飼育環境で幸せに産み育てられるよう、規制を強化できたと思っています。8週齢規制の実現、罰則規定の強化などは、皆さんと力を合わせて達成したと思っています。

今後、議員連盟としては、今回の法改正内容が十分に実現されるよう、環境省とも連携をしながら注視していきます。飼育環境基準の適正な数値の取り決め、8週齢規制が遵守されているかの確認、マイクロチップの装着義務化の基準作りなど、やるべきことは沢山あります。これからも皆さんと連携して活動していきますので、引き続き情報提供やご意見を寄せてくださいますようお願いいたします。

「犬猫殺処分ゼロをめざす動物愛護議員連盟」事務局長
社民党 参議院議員 福島みずほ